

平成27年1月21日

於・1002会議室（10階）

第1014回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○ 「電波政策ビジョン懇談会最終報告書」について	1
3. 付議されている異議申立てに関する審議	1 2
4. 閉 会	2 0

開 会

○前田会長 それではただいまから審議会を開催いたします。総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

報告事項（総合通信基盤局関係）

○「電波政策ビジョン懇談会最終報告書」について

○前田会長 それでは、最初に報告事項といたしまして、「『電波政策ビジョン懇談会最終報告書』について」につきまして、小川企画官から説明をお願いいたします。

○小川企画官 はい。それでは、ご説明をさせていただきます。資料につきましては、パワーポイントの資料と、あとワードの資料とがございます。パワーポイントの資料のほうの説明資料ですので、それに基づいてご説明をさせていただきます。

電波政策ビジョン懇談会につきましては、昨年7月9日に電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめ案について、既にご報告をさせていただいております。その後、12月の末に、最終報告書について発表しておりますので、中間とりまとめ以降の進展を中心に、ご報告をさせていただければと思っております。

パワーポイント資料のほうをおめくりいただきまして、電波政策ビジョン懇談会の概要につきましては変わっておりませんで、総務副大臣、総務大臣政務官が主催する懇談会といたしまして、電波ひっ迫解除のために施策の見直しをするということで、新しい電波利用の姿、それから目標設定、それから産業の在り方について検討しております。

構成員につきましては16人の有識者の方々ということになっておりまして、開催状況でございますけれども、7月9日以降でございますが、7月の11日に中間とりまとめについて議論した上で発表しております。それからそのあとで、最終報告書について、とりまとめをした上で、意見募集を経た上で、12月末にとりまとめて発表しております。

次の2枚目でございますけれども、新しい電波利用の姿のところにつきましては、電波利用に関する現状のところにつきましてはアップデートをしているというところでございます。それから(2)の我が国における電波利用の将来のところでございますが、こちらにつきましても、中間とりまとめの時にまとめられました6つの分類というのがまとめられております。

主な変更点といたしましては、(3)のところでは2020年代の主要な移動通信システムというところがございますけれども、まず①の第4世代の移動通信システムの早期導入のところがございますけれども、こちらにつきましては、7月の中間とりまとめを踏まえまして、開設指針につきまして電監審で答申をいただきまして9月に策定をしており、12月には開設計画の認定についても電監審で答申をいただきまして認定をしておりますので、このような中間とりまとめのあと動きをふまえ今年の12月に周波数を割り当てているということについて盛り込まれております。

それから②のところがございますけれども、第5世代の移動通信システムの実現でございますが、こちらについては、資料の右側に、第5世代の移動通信システムの推進ロードマップがございます。まず、9月30日に、第5世代のモバイル推進フォーラムというのが既に中間とりまとめを踏まえまして設立をされているということがございます。これは産学官連携いたしまして、第5世代の実現に向けて活動していくというフォーラムでございます。次に、緑色の矢印でございますが、研究開発を推進するとともに、青い矢印にあるように5Gの標準化活動を国際的にも推進していくということがございます。これらの活動を合わせまして、2020年に世界に先駆けて東京オリンピック・パラリンピックの

ときに5Gを実現していくということで、より活動が具体化してきているということでございます。国際連携につきましても、昨年10月にも、CEATECにおきましても第5世代移動通信システム国際ワークショップをやるなど、既に活動を開始しているということも盛り込まれております。

次の無線LANのところでございますけれども、無線LANにつきましては、スマートフォンなどのオフロード、それから、今後、東京五輪も踏まえまして訪日の観光客などもさらに増えてくるということで、利用増が見込まれていることを踏まえまして使用周波数帯を一層拡張していくということで、5GHz帯などの周波数の拡張を検討していくと、それから利用環境を向上していくということが具体的に盛り込まれております。

それから、次の○でございますが、高度道路交通システムにつきましても、実現をするための研究開発を推進するということが盛り込まれております。

次のページをおめくりいただきまして、2番目の柱である「新しい電波利用の実現に向けた目標設定」、ここが大きく議論が進んだところでございます。

(1) のところでございますが、移動通信システムのデータトラフィックがさらに増加していくこと、それからM2Mなど新たなサービスの普及、無線LANの利用拡大、また東京のオリンピック・パラリンピック対応などを考慮いたしまして、携帯電話等の移動通信システム用の周波数の確保目標を見直すということが提言をされているわけでございます。その際に、オフロードなどでさらに利用が拡大することが見込まれております無線LANの周波数を合わせて一体的に追加周波数帯を確保していくということでございます。

まず6GHz以下でございますけれども、図の下の左側のほうをご覧くださいと思います。現在は、携帯電話等で610MHz幅が割り当てられているということでございまして、それから無線LANにつきましては、屋外利用が約350MHz幅ということでございます。従来より、携帯電話等につきましては、目標が2020年までに約2000MHz幅ということになっておりました。今回新たな目標設定といたしましては、携帯電

話と無線LANと併せまして、2020年までに2700MHz幅ということでございますので、実質的には約350MHz幅さらに上積みで追加した目標になっているということでございます。こちらにつきましては、候補の周波数帯といたしましては、赤で書かれておりますように1.7/2.3/2.6/5.3/5.4/5.8GHz帯の周波数帯が候補となっております、公共業務用のシステムなどとの周波数共用も進めながら、この割当て追加の確保を目指していくということでございます。

次に、6GHz以上の周波数帯でございますが、第5世代の移動通信システムでも6GHz以上の利用も検討をされているわけでございますけれども、こちらにつきましては、今後、国際的にも研究開発や標準化も進んでいくと考えられるため、それも考慮しながら、こちらに書かれてるような周波数帯の中から研究開発を推進しながら明確化をしていくということが盛り込まれております。

それから次のページでございますけれども、(2)のところでございますが、今後の移動通信の周波数割り当ての方向性ということでございますが、こちらにつきましては企業行動に即したグループ性の扱い、周波数逼迫に関する評価の重点化というアとイのところにつきましては、9月にこちらでも答申をいただきました開設指針におきましても、既に具体化されているというものでございます。それからウのところでございますが、競争政策との連携というのも明確に提言をされているということでございます。

(3)のところでございますが、電波有効利用の実現方策ということでPDCAサイクルの徹底、先ほどもございましたような、周波数共用の一層の推進、研究開発の戦略的推進ということが提言されております。

それから、④のところでございますが、電波の適正な利用を確保するために無線機器市場の監視、制度対応を充実する必要があるということで、特に重要無線通信などを行う無線局にも混信・妨害を与える基準不適合設備が流通しているということに対応し、製造・販売業者に対して適切な対応を求める方策についても検討すべきではないかとされてお

ます。

⑤のところでございますが、こちらは、海外来訪者が今後も増えていくということで、海外来訪者が海外から一時的に持ち込む端末、携帯電話やW i - F i 等でございますが、わが国の電波利用環境を維持しつつ円滑に利用できる方策を具体的に検討すべきであるとされております。

それから電波の安全性に関する取組についても情報を発信していくことが必要だということでございます。

最後のページでございますが、3番目の柱でございますが、「電波利用を支える産業の在り方」ということで、こちらはまず(1)のところでございますが、電波利用環境というのは、イノベーション創出や経済成長の鍵となる重要な社会基盤であるということ、それから電波関連産業の市場規模について検討されました。まず、電波関係産業ということで、移動通信や放送事業者などと、関連の機器などにつきましての市場でございますが、こちらは今後も引き続き堅調に成長していくということで、右側のグラフですと青い部分でございます。次に、電波利用産業ということで、電波を利用するI C Tの様々な関連機器であるとか、各種のサービスプラットフォーム、M 2 Mなど新たなアプリケーションが様々な産業で使われていくということで、こちらの分野の電波利用が飛躍的に拡大していくということで、右側のグラフですとオレンジの部分でございます。この2つの電波関係産業、電波利用産業を合わせたわが国の電波関連産業というのは今後も拡大していくということでございまして、市場予測としましては、2020年に約60兆円、2030年には約84兆円規模になるのではないかという予測が提言されております。

それから③のところでございますが、電波の関係の産業というのは非常にグローバルになっておりますので、今後も戦略的な標準化活動、官民連携しましてパッケージ型の海外展開というのが必要ではないかということ、東京五輪を活用したショーケースとして5Gとか次世代I T Sなどの発信、それから周波数利用の中長期ビジョンを総務省として示し

ていく必要があるというご提言をいただいております。

それから、5ページ目の(2)のところでございますが、電波利用を支える人材の育成というのが非常に重要であるということございまして、大きく2つございまして、国際的なルール形成に向けて、日本の意見をしっかり発信して盛り込んでいくためのリーダーシップを強化していく必要があるということございまして、こちらは、国際標準のいろいろな会議におきまして、議長、副議長等の役職を担う方への支援であるとか研究開発の支援というのが重要であるということでございます。

それから②でございますが、モバイルブロードバンド全般に知見を有する方々の育成が必要であるということで、電波だけではなくてIPとかウェブ関連の技術も併せて知っている方ということを増やしていく必要があつて、それによってIoT (Internet of Things) とか、そういう電波を活用した新しい産業を育成していく必要があるのではないかというご提言でございます。こちらの問題につきましては、様々な分野の方々からの参加を得て、今後も継続的な議論が必要ではないかというようなご意見でございます。

この全体的な電波政策ビジョンの内容につきましては、今後もフォローアップを行っていくことが重要ではないかというような、そういう内容になっております。

ご報告は、以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの報告に対するご質問あるいはご意見等、ありますでしょうか。

○原島代理 前に中間報告をいただいて、あるいはその時に質問すべきことだったか、あるいはその時にも質問したかもしれないことなんですけれども。

まず、この懇談会の位置付けですけれども、総務副大臣、総務大臣政務官が主催する懇談会ということで、これとは別に、局長の私的諮問の懇談会と、そういうものもございまして、それと、ここで提言したことの拘束力というのは、局長の私的懇談会と同じ扱いで

あると考えてよろしいのでしょうか。審議会ですと、そこでの答申に対してはそれなりの拘束力を持つわけですが、この懇談会は、もちろん尊重するということはありますけれども、そういう法的拘束力は、どうなのでしょう。

○小川企画官 ご指摘いただいたように、明示的に法的な拘束力がこのビジョン懇自体にあるということではございませんけれども、総務省として提言をしっかり受け止めて行政を行っていくということだと認識しております。

○原島代理 ということですね。分かりました。内容的にはかなり、具体的な数値も含めて、従来に対して新たに提言をしているというのは、やはり移動通信システム用周波数の確保目標であるというふうに考えていいわけですね。

現在の目標が610から2000MHz幅である、それをさらに2700MHz幅ということなんですが、まず現在の目標はどの程度具体的に確保の動きがあるのでしょうか、それが大体めどが立ったからさらにということなのか、まだ現在も目標段階で、2020年ですからね、その目標を変更しようという、そういう雰囲気なのか。いかがでしょうか。

○小川企画官 今までの2000MHz幅の目標というのは、我々としても着実に進めているところをごさいます、こちらのほうの2000MHz幅のところの白い筋で書かれていますように、1.7GHz/3.5GHz/4~5GHz帯などの周波数帯が良いのではないかと周波数はめどをつけておまして、今後の国際的な標準化などを踏まえまして、しっかり進めているところをごさいます。

ただ、この目標を定めましたのは2010年をごさいます、スマートフォンなどが急速に普及してくる前で、さらにトラフィックも増加してきていてニーズも増えているということをごさいますので、今までの目標は維持したまま、追加してできることを検討したというような位置付けをごさいます。

○原島代理 分かりました。ありがとうございます。

もう1つ。今の1.7GHz帯であるとか、3.5GHz帯ですが、これはある

意味で完全に空いているということではなくて、他の用途にも当然使われているわけですね。そこに、こういう移動通信システムとなりますと、考え方はどうなんですか。既に使われているものに他に動いてもらって、ここを移動通信システムにするのか、それとも、既に使われているものを大前提として、それに影響を与えないように同じ周波数を使うということなのか。基本的には、どういうやり方になるのでしょうか。

○小川企画官 これは個別の周波数帯にもよるところはございますけれども、今までの2000MHz幅のところにつきましては、移行の期間がある程度かかる部分もございまして、できるだけ移行していただきつつやっていくということが。

○原島代理 再編をするという、そういうことですね。

○小川企画官 はい、そうです。ただ今回、新規の350MHz幅のところにつきましては、公共業務などで使っている部分もございまして、移っていただける部分は、移っていただくわけですが、移るのが難しい部分につきましては周波数共用を進めるといっても含めまして検討をしていくということになろうかと思えます。

○前田会長 私からも簡単な質問で、3ページ目で、先ほどの2000MHz幅と新規追加の携帯電話、無線LANとありますね。これで見ると、ここの懇談会では、無線LAN等についてもっと充実しろという意図が強いということと理解していいですか。

○小川企画官 ご指摘のとおり、無線LANにつきましては、オフロードでも多く使われておりますし、スマートフォンやタブレットなどの端末におきましては移動業務用の周波数と無線LAN用の周波数を一体として使っているところもございまして、位置づけとして重視をしていくことは必要であろうということでございます。一方、他のシステムもございまして、それは個別には共用や他のシステムへの影響をしっかりと考えながら検討していくことにはなるかと思えます。

○前田会長 東京オリンピックを控えて、特に日本のWi-Fiの環境があまり良くないとか、その辺りを念頭に置いているのかなというふうに思いますが。

○小川企画官 ご指摘のとおり、訪日観光客など海外からいらっしゃる方々につきましては、やはり無料Wi-Fiなどを利用される場合も多うございますので、その方々のICTの利用環境を向上させたいということも政策的に意識されている点でございます。

○前田会長 それから4ページ目で、周波数の割当ての方向性の中で、ア)、イ)、ウ)と3つあって、グループ性の扱いについては、今までも電監審の中でも幾つか意見があって、過去のものについてはやや問題があったことは事実だと思います。この点については問題意識だけで、具体的にどうやるというのは特に無く、検討しろということを行っているだけなんですね。ただ、現状では問題が起こるかもしれないということを行っているという理解していいですか、1点目は。

○小川企画官 1点目につきましては、従来は議決権で見えていたというところがございませけれども、この懇談会の中では、議決権が3分の1以上かどうかということだけではなくて、その資本関係、意思決定や取引環境なども踏まえながら実質的にグループ性を認識していく必要があるのではないかという議論を踏まえ提言をされているということでございます。もちろん個別の割当てにおける開設指針など具体化するの、また次のステップでございますが、大きな方向性としては、実質的にグループを見ていく必要があるというふうな提言内容と理解しております。

○前田会長 私がいろいろ個別に聞く範囲なので必ずしも一般的ではないかもしれないけれども、最近の移動通信については、競争政策上、問題があるのではないかという方々がいらっしゃいます。ここでは周波数割当ての方向性ということなので、割当てをこういうことを考えてやるべきだということを行っていると思うんですけども、現状では、周波数割当てをすればするほど競争政策に逆行するというような状況が起こっているのではないかと危惧してるところもあります。ここで言わんとしていることは、よく分かるんですけども、具体的にどうやれば、そういうことが実現できるのかというのは、特に総務省側の担当の方々にいろいろ考えていただかないと、割り当てるだけではなかなか難しいとこ

るもあるのかなというふうな気がいたしました。

○小川企画官 ご指摘のような論点は懇談会でも指摘があり、こちらのウのところにございますように、電波法に基づく電波政策だけではなくて、競争政策の側面の論点でもあると思いますので、そことしっかり連携をしていく必要があるのではないかという議論がございました。

○前田会長 他に、何かありませんでしょうか。

○原島代理 この電波政策ビジョン懇談会がどこまで対象とするかにもよるのですが、5ページのところに電波利用を支える産業の在り方というところまで入っているので、その関連で質問させていただきます。市場規模が増大するということなのですが、必ずしも電波政策という観点で言えば、もう現時点では大きくなればいいというものではないはずで、市場規模が増大するという事は、見ようによっては家計の支出が増えるという、そういうことになるわけですね。

家庭の支出が増えるということは、家庭の支出の中の他の部分が犠牲になる。その犠牲の上でこれが増えることは、どういう意味を持つのか、そのような議論はどの程度されたのでしょうか。

○小川企画官 特に青いところの電波関係産業が、単純に今と同じサービス内容だけでどんどん増えていくということであると、おっしゃるとおりで消費者の負担が増えてしまうということになるのではないかという議論もございまして。ただ、この議論をした上での予測では、現在の携帯電話利用料金が増えていくということではなくて、携帯電話利用料金の水準は漸減していくというような形の予測にはなっております。

○原島代理 家庭の中で、むしろ減っていくだろうという予測をされているわけですか。

○小川企画官 はい、携帯電話利用料金そのものは少しずつ減っていく傾向で予想されています。一方、M2Mとか新たなサービス領域が増えていくということで、それを見込んで、増加する形になっているということでございます。

○原島代理 分かりました。今通信関係の家計の支出が問題になってきている。それに対して、どのように役所として対応していくかが、だんだんと厳しく言われるようになるだろうと、正直言って思います。

それからもう1つは料金だけではなくて、特に若い人たちがモバイル等に使っている時間が相当なものになっています。高校生ですと平均1日2時間とかいうようなデータもありますし、中には6時間とか7時間ということになる。そうすると教育、特に若い人の使い方に対して、電波がどのようなプラスマイナスがあるかという議論が、やはり役所として電波政策をするときには非常に重要なことだと思いますが、その辺の議論、例えばマイナス面に対してどのように対処するかという議論は、どの程度されたのでしょうか。

○小川企画官 高齢者の方々などの利用支援を想定した上でのいろんな政策が必要だと、また全般的なリテラシーの向上が必要だというような議論はございましたが、高校生の利用時間がどの程度なのかという議論、青少年保護のための対応というところまでは、この場では深くは議論されてはいないところではございます

○原島代理 ぜひ、これからはそれを含めて。電波が当たり前になってくると、空気のような存在になってくる。それが、場合によっては将来の人をどう育てるかということにも関係してくると思います。

今、電車の車内では半分以上の人がスマホを眺めているように思えます。そのような傾向が強まることを我々が望んでいるのか、電波政策とは、その方向で市場規模が増えることを期待しているのかとか、そのような議論も含めてしっかりしないと、必ずしも行け行けという形にはもうならない時期になっているのかなと個人的には思っております。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。ご質問はありませんか。

それでは、特に他にご質問はないようですので、報告事項については終了にしたいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。ありがとうございました。

付議されている異議申立てに関する審議

○前田会長 それでは、審議を再開させていただきます。

「付議されている異議申立てに関する審議」ということで、株式会社ひのきからの異議申立て事案につきまして、山本委員及び村田委員から、現在の検討状況あるいは方向性・考え方等々の説明をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○山本委員 現在、審理官の調書及び意見書を踏まえまして、異議申立てに対する決定案の案を検討してございます。いろいろ気をつけるべきことがあります。

1つは、別の再放送同意に関する案件が過去にありましたので、それとの関係をはっきりさせる必要があるということ。

それから、これは電気通信紛争処理委員会に諮問された上で総務大臣の裁定がなされている案件ですので、電気通信紛争処理委員会の答申の中身との関係も検討する必要があるということがございまして、若干時間を要しているというところでございます。

もう少し細かいことを申し上げますと、意見書で申しますと、理由の中の争点1ですが、この部分に関しましては、以前の再送信同意の裁定の案件においても、それから、今回の当事者のやり取り、主張の部分を見ても、同意をすることが原則なのか、しないことが原則なのかといった、原則がどちらにあるかというところから議論をしていて、それについて意見が対立をしているということがございますが、この意見書の中では、あまり原則がどちらにあるかということにはこだわらない書き方がされていると思ひまして、私自身も、どちらが原則だということでは片がつく話ではないので、やはり原則がどちらかというよりは、どういった要素を考えるかということ具体的に挙げていくという方向で決定案の案を作成すべきではないかと思っております。

それで、争点2の部分でございますが、これは意見書で申しますと29ページからの部分ですけれども、ここは、いわゆるガイドラインの「放送の地域性に係る意図」について言われているところでございます。

以前の案件において、この「放送の地域性に係る意図」というのが一体何なのか、どのように認定をするのかといった辺りの問題について、かなり議論がございました。

この意見書の中におきましても、基本的には、このガイドラインの「放送の地域性に係る意図」を判断するという形になっているのですが、他方で31ページの一番最後のところで、ただ、これがどうもあいまいで不明確で、なかなか基準として使いがたいところがあるということを指摘してございます。

決定案の案の方向としては同じようなことになるのではないかと。基本的に、ガイドラインに沿って検討はするけれども、ただ、ガイドラインにそういった不明確なところが残っているということは、やはり指摘をせざるをえないかと思っております。

今考えておりますのは、これは、先ほどの電気通信紛争処理委員会が、言わばガイドラインの1つの解釈の方向を示す答申をしておりますので、その方向でガイドラインを明確化すると申しますか、いわば電気通信紛争処理委員会が示したガイドラインの解釈に基づいて判断をしていくということになるのではないかと。

電気通信紛争処理委員会は、ガイドラインにかなり読み込みをしているところがありますので、本来であれば、やはりガイドラインをもう少し明確化する必要があるのではないかとということではあるのですが、ただ、電気通信紛争処理委員会がその点を、今回の案件に関しては、かなり明確に解釈の方向を示すことをしていますので、それを前提にして判断をすればよろしいのではないかと思っております。

それから、次の32ページの争点3の部分でございますが、ここが正直申しまして私も担当の村田委員も、どうしたものかというふうに、ちょっと悩んでいるところがございます。

この案件、直接には、上板町における再放送の同意をするかどうかということではあるのですが、案件全体として見た場合に、別の町に関しましても同意裁定を求める申請がされて、別の町については認められているということがありまして、ただ上板町は、同意を要しないものとされております。

結論としてはそうなるかとは思いますが、ただ、理由はもう少し書き込まないと、今後どれだけこういう案件が出てくるか分かりませんが、今後、紛争解決のための指針になるということも考えた場合には、もう少し明確に書く必要があるのではないかと考えております。

ただ、それでは、どのようなことが挙げられるかと申しますと、私自身もちょっと判断がつかないと申しますか、なかなかいい考えが浮かばないということがございまして、ここにつきましては、もう少し検討させていただければと思っております。

というのが現在の大きな方針と、それから、意見書に基づいて決定案の案を検討している状況、取り分けどの辺りのことに気をつけていくかということに関するご報告でございます。以上です。

○前田会長 はい、ありがとうございます。村田委員、いかがですか。

○村田委員 はい。

私のほうで若干補足をさせていただきますと、皆さんのお手元の調書の第2章の4ページのところ、この3つの区域が出ているところかと思いますが、よろしいですか。

4ページのところで関係当事者の所在が書かれていて、基幹放送事業者としての讀賣テレビは大阪を中心とする近畿広域圏、そして今回の異議申立人であるひのきは、徳島県の松茂町、北島町、上板町の3区域を営業区域にしておると。

それで、審理は若干、これ途中で拒否処分などありましたので、これも2ページにまとめてありますけれども、裁定の申請は平成23年の6月21日、ひのきの方から、讀賣テレビはひのきの再送信、再放送に同意をすべきだという裁定をしてほしいというのに対し

て、平成25年の6月26日に紛争委が答申して、7月23日に答申を踏まえて裁定をしました。

その裁定が、先ほどの地図でいくと、松茂町と北島町については同意裁定、上板町については不同意裁定です。これに対し、ひのきが、上板町について不同意にしたのはおかしいと、上板町についても同意すべきということで異議申立てをしているのですが、現在のところの異議申立てに対する結論の部分は、審理官の意見書のとおり異議を棄却しようと、元の裁定のとおり上板町については不同意という結論の方向で考えています。

まず前段部分についてですが、意見書の結論を、そのまま主文案の案文にしたいと思っていますので、前半のところは決定案の案文ですので、意見書とは当然、表現は変えますけれども、内容については大きく変えるところはなく、意見書の中で法令等が列挙されているところについては若干形式を変えて、本件の同意に関する放送法11条、放送法144条が、放送法11条で同意がないとだめですよ、放送法144条で同意ができなかったら裁定を申請できるけれども、正当な理由がある場合を除き、同意裁定をします。この正当な理由とは何かというところで、昭和61年の国会答弁で五基準が示されました、平成20年にガイドラインが示されましたという関係法規の流れを、より簡潔にどこかに置いたほうが分かりやすいだろうという辺りです。

それで、そのあと意見書の中では、争点に関する当事者双方のいろいろな言い分が極めて詳細に書かれていて、意見書を検討する部分では当然ここは必要だと思うのですが、決定案の案の中では、この異議申立人が異議を申し立てた際の主張については、かなり簡潔にまとめて書くつもりです。

例えば、争点1として意見書にまとめられているところの異議申立人側の主張は、放送法の建付けは、再送信、再放送についての大蔵省裁定は同意が原則で不同意は例外となる場合だけであって、例外事項というのは、そもそも厳正に解釈されなければいけないし、例外に当たる場合というのは読売テレビ側が主張・立証しなければいけないというのが1点。

もう1つ、不同意をする場合の放送法に書いてある正当な理由というのは、昭和61年の国会答弁で示された五基準か、又はそれに準ずる程度のものでなければいけない、かつ、五基準に準ずるものというのは、讀賣テレビの方が主張・立証しなければいけないというのが、争点1に関するひのき側の主張の要旨です。

争点2のところで異議申立人の主張の要旨とするところはガイドラインとは何かというところで、そもそも通達のような行政庁内部のものだから、五基準をより具体化するような内容のガイドラインは良いけれども、五基準とは違う新たな基準を設けるようなものではない。それは法律を改正するに等しいというのが、異議申立人側の第2番目の、争点2の主張でございます。

その次は、仮にガイドラインによる解釈を本件で適用したとしてもという前提で異議申立人は、ガイドラインは基幹放送事業者の放送について、讀賣テレビの方の放送区画からの距離について、絶対的なものとしては見ていないということですね。絶対的なものではない。ガイドラインの中で、例えば隣接していたら、原則として不同意する正当な理由がない、しかし距離についても、本件程度の距離だったらガイドラインに従ったとして、不同意にする場合に当たらないのではないかということ。

さらに、讀賣テレビの「放送の地域性に係る意図」というのはあいまいだし、本件では、讀賣テレビの「放送の地域性に係る意図」の侵害はないという主張をしています。

争点3の受益者の利益については、アナログ時代から、徳島県内では、讀賣テレビの同意を得て、長い間視聴実績があるということ。

それから、讀賣テレビも日テレ系なんですけれども、徳島県には日テレ系の四国放送があるといっても、受信者の利益は讀賣テレビの視聴をすることだから、四国放送があるということの考慮は不要であるということ。

それから争点4で、具体的な讀賣テレビ側の「放送の地域性に係る意図」と、本件上板町の人たちの受信者の利益との比較衡量というところについては、まず、市区町村ごとに

判断をするのは誤りであると。

それから距離についても、さらに、讀賣テレビは過去、もっと遠い場所についても同意してきたし、極端な例としては三重県のケーブルテレビは、三重県というのは中京テレビの範囲に属するのだそうですが、中京テレビ、讀賣テレビ、どちらも日テレ系の再放送を行っているという辺りを主張しています。

それから、利益衡量の中で比較している上板町から近畿圏への通勤・通学者が何人いるかとか何%いるかとして挙げている数字は、過去の他の同意裁定で同意されたケースの数字を上回っているものもあるので、やはりここは比較衡量で考えても、上板町についても同意されるべきではないかと。

要約するとこんなところですが、これも意見書のところで双方の主張としてまとめられているものをさらに要約するというので、内容については特に変える趣旨ではないというところで、決定案の案のここまでの分、つまり、先ほどの山本先生にお考えいただいている争点に関する理由の前提のところまでは、ほぼ意見書の内容を取って、表現ですとかまとめ方を変えるというような構成で考えておりますというところです。

○前田会長 はい、ありがとうございます。

それでは、今後のまとめ方等についての、方針についてのご意見、あるいはご質問ありますでしょうか。

○原島代理 基本的な考え方として受信者の利益だけを考えたら、ちょっとでもあれば利益があるということになって、なかなか難しい。やはり他とのバランス、他の項目とのバランスでその利益をどう評価するかということになるのですが、争点3として独立していると、それだけで書かなくてはいけない、そういうことになるわけですね。

○山本委員 争点2のところ、「放送の地域性に係る意図」をどのように認定するかということが言われていて、この意見書においては、まずもって受信者の特別の利益がどうも認められないのではないかという形でまとめられております。ガイドラインそのものの文

面からは、利益衡量をどのように行うべきかということがあまり明確でなくて、ただ、いろいろ受信者の利益等々を考慮するという事しか言われていないのですが。

ただ、先ほどの電気通信紛争処理委員会の答申を見ますと、受信者の利益としてやはり具体的なものが認められなければ同意を強制することはできないという書き方がされていて、その意味では、やはり受信者の利益がある程度具体的に特別に認められないとだめですという書き方がされています。

この意見書の中でも、意見書の中においてのその点は争点3、これは争点3の書き方になります、32ページから33ページのところでは、要するに、それだけの利益が特別認められないということが言われていますので、基本的には同じような考え方にのっっているのではないかと思います。

ただ問題は、受信者の利益について、具体的と言っても、それでも、やはりどこかで線を引かなくてはいけないということがあります。特に今回は、2つの町については同意で1つだけ不同意ということになっているので、では、どこで線を引くのかということ、ある程度明確に言わざるを得ないところがあります。

もちろん、今回の異議申立ての対象は上板町だけなので、これだけについて言えばいいと言えいいのですが、ただ、やはり異議申立ての全体の経緯とか、あるいは今後のことも考えると、なぜそこを分けるのかということも、ある程度は、やはり言わざるを得ない。それが非常に難しい。

数字だけ挙げると、確かに上板町とその他の2つの町とでは、数字は全般的に上板町のほうが小さいということはあるわけですが、ただ、前にもここで議論されましたように、0コンマ幾つ、何%とかの違いなので、どれだけほんとうに有意な違いなのかというのは、よく分からないところがあります。

全体の考え方自体は、先ほど申しましたように、とにかく何か具体的な利益が特別なくとはいけないという方向で書くことになるとは思います、今回は特に、3つの町の内の1

っだけがだめだということになっている案件であるので、どうしたらいいかということが難しいなと思います。

○村田委員 そうですね。私も気になりましたのは、この基になる裁定も、その基になっている答申も、そもそも再放送に係る同意をすべき区域の単位は市町村であると、だから、ひのきが3市町村をまとめて申請しておるけれども、1市町村ごとに判断するとしています。

しかし、例えばケーブルテレビ事業者が松茂町だけを申請したら同意で、上板町だけを申請した時は不同意であったと、そういうものでなければいけないのですが、若干、これは、元の裁定の理由中の19ページなどを見ると、何か相対評価をしたかのような誤解を受けかねないところがあるような気がします。

最終的には3つの町の相対評価ではなくて、1個1個の絶対評価でなければならないのですが、この2つを分けたというところまで考えると難しい。

ただ、今回の異議申立てで私たちが考えなければいけないところは上板町だけですので、その他のところに同意されたことについては、この俎上に上っておりませんので上板町だけを考えればいいと言えます。

さらに、ひのきは、上板町の数字としていろいろなものが出ているけれども、過去の他の裁定と比べると、必ずしも上板町程度の数字だから不同意だとしていない、同意例があることも言っています。

○前田会長 今、村田委員が言われたように、2市町村と1市町村との差を明確にするような指針が現状においては理想かもしれませんが、そこは、我々のあずかり知らぬところで、上板町だけを考えたときの指針にはなり得るという態度でよいのではないかなと思うのですが。

○村田委員 今回の対象は上板町ですから。

○原島代理 それで残りの、他の2町村について判断を下したのは電気通信紛争処理委員

会であって、電波監理審議会としては何ら判断はしてないわけですね。ということは、かつ、今回争点にもなっていないということは、別に電波監理審議会として、他の2町村の電気通信紛争処理委員会の答申がいい、悪いについて何も言っていない。もしかしたら逆の考え方もあるのかもしれないのです。

したがって、他の2町村が認められたということを前提とするということは、逆に言うと、電波監理審議会としても、それを認めたということになってしまわないかという感じもするんですね。それに対して何ら判断をこちらはしないから、比較する必要は逆にない。むしろ比較すると、かえっておかしなことになるのかなという気もしますよね。

○村田委員 純粹に、上板町だけを俎上に乗せて。

○原島代理 上板町だけというふうに、むしろ。それで、他の2町村については何も言っていないと。違いを言うことは、ある意味で、こちらとして認めたことになりますよね。

○村田委員 なるほど。分かりました。

○前田会長 ということで、まだ、いろいろ議論はあると思うのですが、今回の審議会の中では一応ここまでにさせていただいて、引き続きいろいろ考慮いただいて、決定案の案の作成を山本委員、村田委員にお願いしたいと思います。

閉 会

○前田会長 それでは、審議会は、本日はこれで終了とさせていただきます。次回の開催は、平成27年2月9日月曜日15時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。